

(株) ニコン 現代奴隷 および人身売買に関するステートメント (2017年3月期) (仮訳)

本書は2015年に成立した英国現代奴隷法に沿ったステートメントです。当社(以下「ニコン」)は、自社事業およびサプライチェーンを通して人権侵害を犯さない・加担しないよう努めており、以下に現代奴隷および人身売買撤廃のための取組みについて述べます。

a. 企業/事業/サプライチェーンの概要

ニコンでは1917年の創業以来培ってきた「光利用技術」と「精密技術」をベースに、デジタルカメラや交換レンズを取り扱う映像事業、FPD露光装置や半導体露光装置を取り扱う精機事業、顕微鏡や網膜画像診断機器を取り扱うヘルスケア事業などを展開し、これらの機器・装置の製造・販売を行っています。企業/事業についての詳細は、弊社ウェブサイトの「企業情報」ページをご参照ください。

なお英国では、ほとんどの製品はグループ会社を通して販売されていますが、一部についてはニコンからの直接販売を行っています。

ニコン製品の部品や一部の完成品は、日本国内外の外部の調達パートナーから調達しています。調達パートナーの数は2017年3月末現在で約1700社あります。そしてこれを国別にみると日本、中国、タイの3カ国で9割以上を占めています。(調達パートナーの本社の所在国別に会社数ベースで算出)

b. 現代奴隷/人身売買に関する方針

ニコンは、ニコングループの社会的責任の基本姿勢を示した『ニコンCSR憲章』を定めています。この中で「人間の尊重」および「サプライチェーンにおける社会的責任」について述べており、自社事業およびサプライチェーンでも人権を尊重していくことを表明しています。

またニコンで働く一人ひとりが自ら『ニコンCSR憲章』を実践していくために、『ニコン行動規範』を制定しています。同規範では、「(ニコングループ内において)強制労働・児童労働は一切行わず、取引先に対してもその旨を要請」することを明記しています。

サプライチェーンに対しては、2015年8月に『ニコンCSR調達基準』を策定し、調達パートナーに順守を要請しています。同基準は、電子業界のグローバルスタンダードとなっているEICC (Electronics Industry Citizenship Coalition) の行動規範に準拠して、「強制、拘束(債務による拘束を含む)または年季契約労働、非自主的な囚人労働、奴隷や人身売買による労働力」を禁止する内容が含まれています。2017年3月期(以下「当期」)はEICC行動規範の改訂に合わせて同基準も改訂しました。その中には、「労働者に対し採用手数料等の支払いを要求することを一切禁止する」という変更も含まれています。

またコンゴ民主共和国および隣接国で起きている紛争鉱物問題に対し、ニコンは「紛争鉱物対応方針」を制定し、武装勢力が採掘・仲介等した「紛争鉱物」を使用しない方針と、強制労働や児童労働を含む人権侵害に加担しないように努める姿勢を示しています。

なお、ニコンは『国連グローバルコンパクトの10原則』を支持しています。

c. 現代奴隷・人身売買についてのデュー・ディリジェンス・プロセス

d. 現代奴隷・人身売買についてのリスク評価・管理

e. 現代奴隷・人身売買が発生しないようにする措置について、適切な指標での測定とその有効性

ニコングループ内においては、毎年人権・労働関連のモニタリングを行い、児童労働・強制労働が行われていないことの確認に努めています。当期は、アジア(日本を除く)の生産会社へのモニタリングにおいて新たに移民労働者の有無などの設問を追加しました。かかる方法により、アジア

の労働現場の多くで過酷な労働にさらされていると言われる移民労働者に関してグループ内の実態の把握に努めました。

また、ニコンの社員は、行動規範に違反した、または違反する恐れのあることを知った場合には、報告相談窓口へ通報することができます。窓口へは匿名での通報が可能です。グループ会社においても同様に地域または会社ごとに設置されています。

サプライチェーンについては、ニコンは調達パートナーに『ニコンCSR 調達基準』の順守を要請し、その状況を定期的にモニタリングしていくことで、現代奴隷・人身売買を含むサプライチェーン上のリスクの確認に努めています。

当期には、CSR 調達基準の順守を確認する合意書の提出を調達パートナーに要請し、入手する活動を開始しました。

また主要な調達パートナー214社に対して『ニコンCSR 調達基準』の順守状況を確認するためのセルフ・アセスメント方式の調査を実施しました。この中には、当期から新たに調査先に加わった欧州域のグループ会社の調達パートナーも含まれます。これらの調査先は、所在地、業種、年間取引金額、取引継続期間、契約形態などにに基づき選出しました。提出された各社の回答は、人権や生命に関わる設問に重みをもたせ、その結果からサプライヤーのリスクプロファイルを作成しました。その中で潜在的にリスクが高いと判断した会社3社を抽出し、事前通知をした上で第三者機関による訪問監査を2017年3月に実施しました。この3社は、今年の監査先とは異なる3社で、中国とタイにあります。監査の結果、3社とも主に労働と倫理の項目について指摘事項があり、改善を指示しました。一方、訪問監査先として抽出するには至りませんでした。比較的優先度が高いと判断した会社10社へは、ニコンCSR 調達基準を満たしていなかった項目について書面で改善の指示をしました。これら合計13社へは改善計画書を策定するよう要請し、ニコンの承認後、計画に沿った措置を実施中です。

また、2016年3月期に訪問監査または書面により改善の指示をした13社については、当期中にすべて、指摘事項の改善が終了したとの報告を受けました。

ニコンでは、今後もニコンCSR 調達基準の順守状況を確認するセルフ・アセスメント方式の調査または訪問監査を実施した会社数を進捗指標として開示していきます。

紛争鉱物の問題では、紛争鉱物対応方針に従い、サプライチェーンでの紛争鉱物含有調査において自社の製品に紛争鉱物が使用されていないことを確認していくことにより、現代奴隷・人身売買などの人権侵害への加担を防ぐ努力をしています。

f. 現代奴隷/人身売買に関する社員研修・能力開発

ニコンでは、調達部門の社員および外部の調達パートナーへの『ニコンCSR 調達基準』の説明の際に、英国奴隷法をはじめとしたサプライチェーンの人権問題に関する国際的な動向や、現代奴隷の事例なども説明してCSR 調達の活動への理解を求めています。当期は、各事業部門の品質部門長・調達部門長などをメンバーとして開催されるサプライチェーン部会や、毎年日本、中国およびタイで開催している調達パートナー向け説明会、そしてその際に行われるニコン調達部門担当者向け説明会等にて、ニコンCSR 調達基準の説明を実施しました。また、当期は新たに欧州域のCSR 担当者や調達部門担当者向けに、ニコンCSR 調達基準の説明を行いました。同説明会には、1年間に、合計で、社員約140名、調達パートナー約690社が参加しました。

本ステートメントは、2017年9月1日に開催された当社取締役会において承認されました。

2017年9月15日

株式会社ニコン

代表取締役兼社長執行役員

牛田一雄